



消防法令の改正に伴い、消火器を設置すべき、飲食店の範囲が拡大されます。

施行日：平成31年10月1日

新たに消火器の設置が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満
※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要。
- 2 業として飲食物を提供するため、コンロなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

※コンロなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（Sセンサーなど）が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。
（福岡市火災予防条例で設置が義務となる場合があります。）



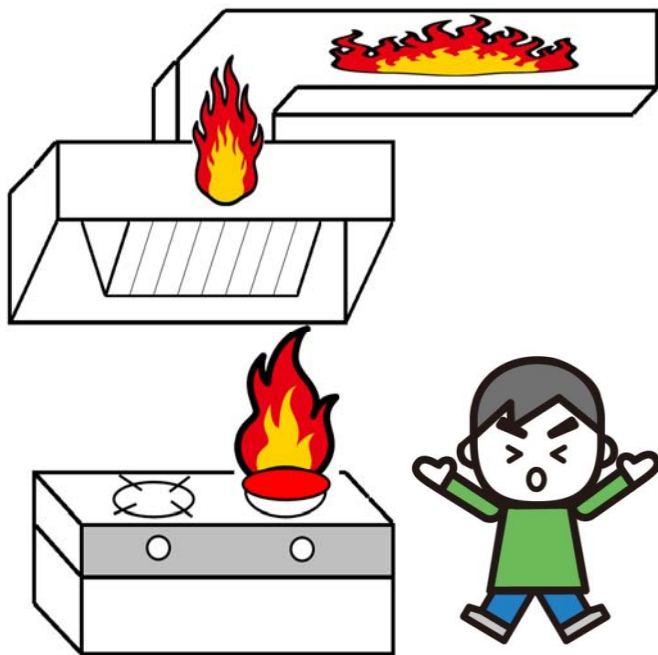
消防用設備等の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

- 機器点検：6か月に1回
- 点検報告：1年に1回（所轄の消防署長あて）

飲食店のダクト火災が急増しています！

厨房設備のレンジフード、換気扇、排気ダクト等に付着した油脂やほこり等は、コンロの火が着火し、ダクト内部を伝わって建物全体に火災が広がる恐れがあります。



★ダクト火災を防ぐには！！★

ダクト等の構造による安全化

排気ダクト等の不燃化
排気ダクト等と可燃物との離隔
グリスフィルター等の設置
防火ダンパー等の設置

維持管理による安全化

排気ダクト等の日常点検
排気ダクト等の定期清掃

※ 構造や維持管理は、火災予防条例で定められています。



消防局マスコットキャラクター

ファイ太くん

厨房設備の使用、維持管理にご注意！！

飲食店の火災は、火を使用する厨房設備からの出火が半数以上を占めています。

- 調理中はその場を離れない
- 厨房設備とその周囲は常に清潔にしましょう
- コンロの周囲に可燃物を置かない
- 排気ダクト等の日常点検及び定期清掃をしましょう
- すぐ使えるように近くに消火器を置きましょう

お問い合わせは、最寄りの消防機関へ

※月～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

各消防署連絡先	中央消防署 762-0119	早良消防署 821-0245
東消防署 683-0119	南消防署 541-0219	西消防署 806-0642
博多消防署 475-0119	城南消防署 863-8119	本部予防課 725-6672

福岡市消防局ホームページ アドレス

<http://119.city.fukuoka.lg.jp>

福岡市消防局

検索